

川棚農業振興地域整備計画の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)及び農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)に定めるもののほか、川棚町における農業振興地域整備計画の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(変更手続き)

第2条 農用地利用計画の変更の申出を行う者(以下「申出人」という。)は、別に定める川棚農用地利用計画の変更マニュアルの規定により、申出書に係る書類を添えて町へ提出しなければならない。

2 町は、申出書の内容を審査し、農用地利用計画の変更の可否を決定するものとする。

3 町は、変更の可否を決定したときは、その決定の内容及び条件等について申出人に通知するものとする。

(基盤整備地の取扱い)

第3条 町は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成及びその他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地にあつては、農振法第13条第2項各号の要件を全て満たすとともに、次に掲げる事項について確認されている場合に限り、除外に係る農用地利用計画の変更を行うものとする。

(1) 除外を希望する農用地の1辺以上が農業振興地域内農用地区域内農地以外の土地(公有地、ため池、許可不要地等を除く。)に接していること。

(2) 代替地の検討を3箇所以上行い、当該農用地以外の土地をもって代えることが困難であることが明確であること。

- (3) 隣接地の農業者の農地としての利用意向がないこと。
- (4) 当該農用地周辺部において効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地としての利用意向がないこと。
- (5) 事業者が周辺農用地の農業上の利用について配慮する旨の確約書があること。

(非自己用住宅の取扱い)

第4条 非自己用住宅の用途による除外申出については、次に掲げる事項について確認されている場合に限り、農用地利用計画の変更を行うものとする。

- (1) 近隣の農業者の同意を得ていること。
- (2) 地元自治会等との協議が行われていること。
- (3) 入居希望者に対して、周辺状況について説明し、農業上の利用についての理解を求める旨の確約書があること。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月19日から施行する。